

平成二十年政令第二百五十一号

宇宙開発戦略本部令

内閣は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

宇宙開発戦略本部の運営に関し必要な事項は、宇宙開発戦略本部長が宇宙開発戦略本部に諮つて定める。

附 則

この政令は、宇宙基本法の施行の日（平成二十年八月二十七日）から施行する。

附 則（平成二十四年七月十一日政令第一八七号）

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。